


開催・令和2年1月8日

所管部課	学校教育部 教育指導課	部長	田村 美砂			
件名	東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会規則について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市いじめ防止対策推進条例				
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市いじめ防止対策推進条例第11条第7項の規定に基づく、東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会規則を制定する。</p> <p>(1) 主な内容 趣旨、委員長、会議、意見等の聴取、専門調査員、調査部会、守秘義務、庶務、委任</p> <p>(2) 施行日 令和2年1月1日</p> <p>(2) 影響及び効果</p> <p>① 東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会の運営が適切に対応できる。</p> <p>② いじめの防止等の対策について、実効的に推進できる。</p> <p>③ 重大事態が発生した場合においては、事実関係を明確にする調査を速やかに行うことができる。</p>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和元年12月18日 市議会定例会において「東大和市いじめ防止対策推進条例」議決 12月26日 教育委員会定例会において議決 12月26日 公布</p> <p>※文書課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>第1回教育委員会いじめ問題対策委員会については、令和2年2月開催を目途に準備に着手する。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。